

奈良県営水道経営戦略の進捗状況

- | | |
|----------------------------|-----------|
| 1. 奈良県営水道経営戦略の事業目標の進捗状況 | P 1 ~ P 3 |
| 2. 令和 2 年度奈良県水道用水供給事業の決算状況 | P 4 ~ P 6 |
| 3. 令和 4 年度奈良県水道用水供給事業の予算概要 | P 7 ~ P 8 |

奈良県営水道経営戦略の事業目標の進捗状況

①

目指す方向性 ・主要施策	指 標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (予定)	令和6年度 の目標値	目標達成に向けた取組方針等
「持 続」 ①事業運営の強化	企業債残高対配水収益比率 [企業債残高/配水収益]	2.5倍	2.31倍	1.91倍 (見込)	1.73倍 (予算額)	2倍以内	県域水道一体化を視野に入れ、県水転換を進めることで配水収益を確保するとともに、計画的に企業債を償還する。
	県水受水100%の市町村数 (県水転換を推進し収益を確保)	13市町村	13市町村	16市町村 安堵町 斑鳩町 三宅町	16市町村	17市町村	【令和5年度】 ●宇陀市(旧榛原町)が県水転換し、 目標達成の見込
②人材確保 ・技術継承	官民連携の活用 (デザインビルド方式の試行)	-	民間事業者に設計・施工を一括発注するデザインビルド方式を安堵連絡管(水道管路)の整備事業で試行			令和3年度 ～ 事業取組	本格導入に向け、デザインビルド方式の試行を着実に進める 【令和5年度】 工事請負契約の締結
			-	募集要項等の公表	基本契約び 土木設計業務等委託契約の締結		
	専門技術講習等の開催 (高度な技術や専門知識の継承)	年3回	年5回	年6回	年6回	年5回 以上開催	引き続きベテラン技術職員の専門知識を継承するため、積極的に講習会を開催 【令和2年度】 年5回 (1)電気設備 (2)機械設備 (3)水道水質 (4)洗管実施訓練 (5)測定器具使用 【令和3年度】 年6回 (1)-(5)に加えて (6)管路踏査 を実施
設計指針等の改訂	平成9年度 策定	-	入札不調の となり、発 注方法を再 検討	設計指針等 改訂業務を 発注	令和3年度 ～ 事業取組	明文化出来る技術を設計指針に反映させ、 技術力の向上・継承を進める。	

奈良県営水道経営戦略の事業目標の進捗状況

②

目指す方向性・主要施策	指 標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度の目標値	目標達成に向けた取組方針等
「強 韌」 ③計画的な耐震化・更新	各施設の更新計画の見直し 【当初策定年度】 管 路：平成27年度 設 備：平成30年度 大型コンクリート構造物（補修）：平成24年度	—	—	管路・設備・大型コンクリート構造物の計画の見直し	—	令和3年度～見直し実施	定期的に各計画の見直しを行うとともに、計画に従い施設の更新・補修を進める。
	設備の経年化率の低減 [更新基準年数を経過した設備数 / 全設備数]	7 % [22施設 / 323施設]	5.6 % [18施設 / 323施設]	4.6 % [15施設 / 323施設]	3.4 % [11施設 / 323施設]	2 %以下	設備の計画的に更新を進め、令和6年末には目標を達成する見込
④施設の土砂災害対策	水道施設の土砂災害対策の実施	—	水道施設土砂災害防止基本計画の策定	[桜井浄水場] 砂防堰堤の予備設計等	[桜井浄水場] 砂防堰堤の詳細設計等 [桜井サージタンク等] 法面工の予備設計等	令和2年度計画策定 令和3年～対策実施	被災を防ぎ水道水を安定供給するため計画的に水道施設の強靱化を図る。
⑤危機管理体制の強化	応急給水栓操作訓練及び事故対策訓練等の実施（災害時の対応強化）	年4回	年4回	年6回	年6回	年6回	引き続き実践的な訓練の実施と結果検証により危機管理の強化を図る。 【令和2年度】 年4回 (1)応急給水（職員） 1回 (2)応急給水（災害時支援協力員） 1回 (3)事故対策（浄水場） 2回 【令和3年度】 年6回 (1)-(3)に加えて (4)応急給水（他事業体と合同） 1回 (5)事故対策（水道局全体） 1回
	応急給水栓の整備（給水機能の強化）	58箇所 [設置箇所数]	59箇所 (三宅第1受水地追加)	66箇所 (王寺町内7箇所追加)	66箇所	64箇所	令和3年度で目標を上回る整備を実施し整備計画は完了

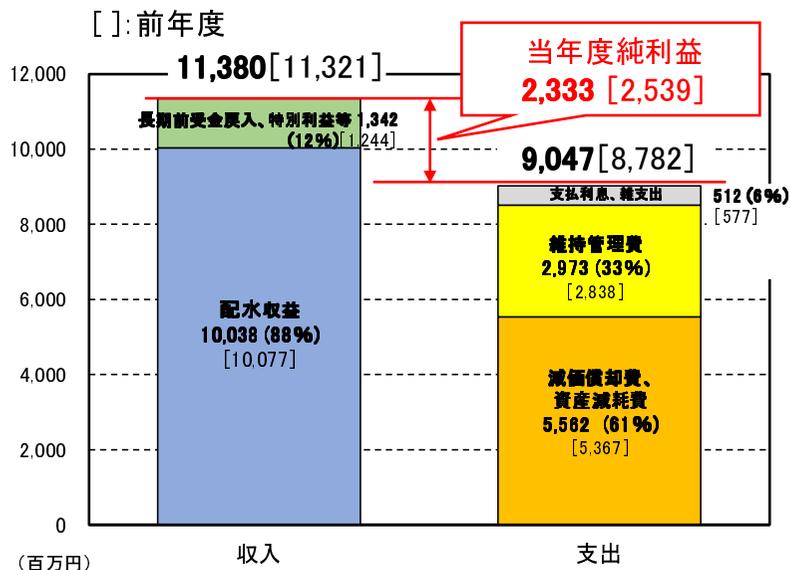
奈良県営水道経営戦略の事業目標の進捗状況

③

目指す方向性 ・主要施策	指 標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度の 目標値	目標達成に向けた取組方針等
「安全」 ⑥安全でより おいしい水の供給	桜井浄水場のカビ臭物質濃度の更なる低減	—	カビ臭物質濃度の低減方法の検討	高性能活性炭の試験導入	試験導入の効果検証をもとに、高性能活性炭を本格導入	令和2年度～ 対策実施	継続的に高性能活性炭の効果測定を実施し、おいしい水を提供できる体制を確保する。
	水道G L P※ (水道水質検査優良試験所規範)の認定更新 ※水道G L P 水質検査結果の精度と信頼性の確保を目的に定められた水道水質検査の規格(認定基準)	平成19年度 初回認定	[更新手続] ●水道G L Pの認定は4年ごとに更新 ●令和5年度に更新手続を進める。		令和4年2月 認定維持の承認 (次期審査は令和5年度)	令和5年度 認定更新	今後も信頼できる水質検査体制を確保するため、水道G L Pの認定を維持する。
⑦統合的な 水質管理	水質事故等対応状況の妥当性検証		[検証方法] 水安全計画運用会議において、広域水道センター及び各浄水場の対応状況の妥当性を検証			毎年度実施	油流出等、水質事故発生時に事故対応マニュアルに基づき迅速に対応するため、継続的に水安全計画運用会議を開催する。
			【実施日】 R3.2.26	【実施日】 R4.3.9	年1回実施		

令和2年度 奈良県水道用水供給事業 決算概要 (収益的収支：税抜)

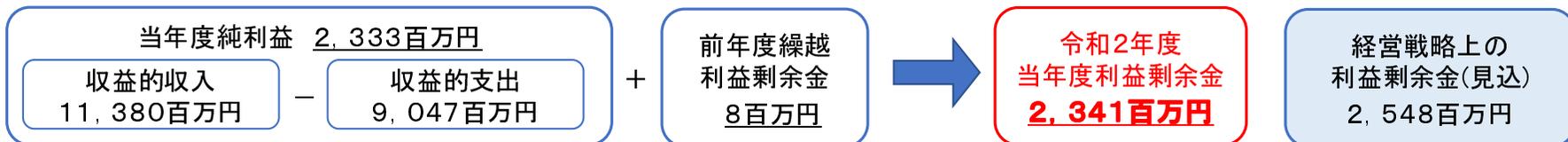
収益的収支：水道水を作り、水道事業者（市町村）に届けるための経費（支出）と財源（収入）



○収益的収支(当年度純利益)は、**23億33百万円の黒字**
 ○前年度(25.3億円)に比べ、純利益は2.0億円減少

【主な要因】

- ①収入の増加(+0.7億円)
 - ・配水収益等の減少(※) (▲0.4億円)
 - ・公舎用地等売却による特別利益(+1.1億円)
- ②支出の増加(+2.7億円)
 - ・減価償却・資産減耗費の増加 (+1.9億円)
 - ・維持管理費の増加(薬品費・動力費・修繕費等) (+1.3億円)

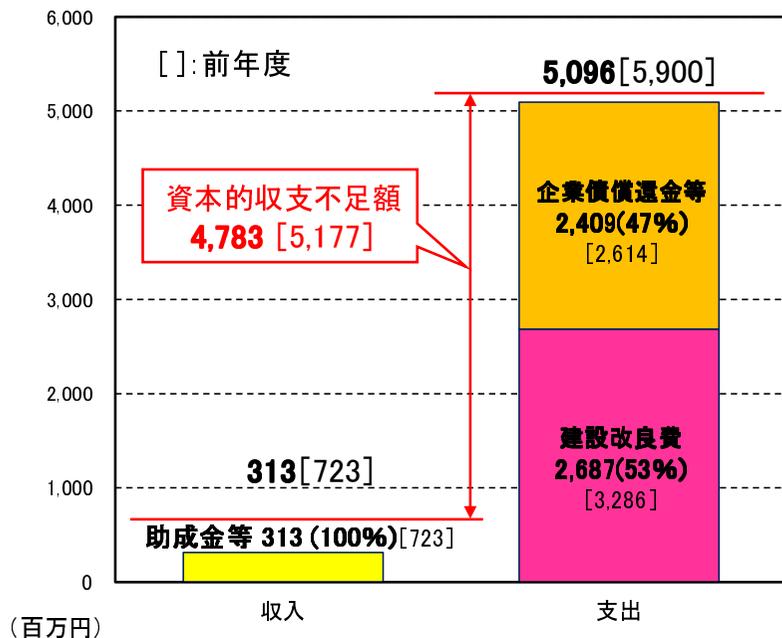


令和2年度の利益剰余金の処分方針

① 条例に基づき、利益剰余金の1/20を下らない額を「減価積立金」に積立	減価積立金 120百万円
② 残額を「県域水道ファシリティマネジメント推進積立金」に積立	県域水道FM推進積立金 2,220百万円
③ 10百万円未満は「繰越利益剰余金」として翌年度へ繰越	繰越利益剰余金 1百万円

令和2年度 奈良県水道用水供給事業 決算概要 (資本的収支：税込)

資本的収支：水道施設の新設、改良に必要な経費（支出）と財源（収入）

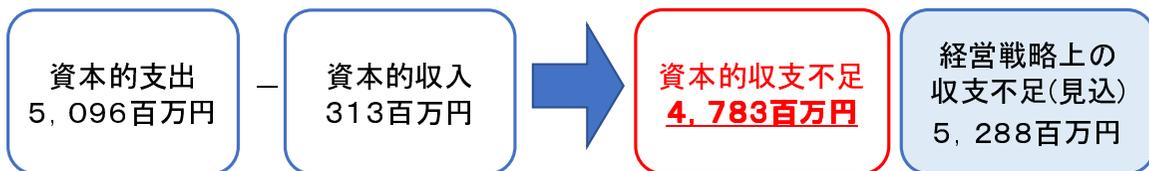


○資本的収支は、**47億83百万円の不足**

○資本的収支不足額は、前年度(51.7億円)に比べ3.9億円減少

【主な要因】

- ①収入の減少(▲4.1億円)
 - ・建設改良費に係る助成金対象工事の減少による**助成金の減少**(▲4.1億円)
- ②支出の減少(▲8.0億円)
 - ・企業債残高の減少に伴う**企業債償還金の減少**(▲2.1億円)
 - ・計画的な既存施設の更新・改良による**建設改良費の減少**(▲5.6億円)



■ 資本的収支不足額(47億83百万円)の補填方法

①消費税等資本的収支調整額	218百万円	資本的収支に係る消費税等の支払額に充当
②県域水道FM推進積立金	288百万円	県域水道一体化に向けた県水転換に係る事業費に充当
③減債積立金	110百万円	企業債の元金返済に充当 (参考)R2企業債償還元金 2,380百万円
④損益勘定留保資金	4,167百万円	収益的収支において、減価償却費や資産減耗費等、現金支出を必要としない費用の計上により留保される資金等

令和2年度 奈良県水道用水供給事業 決算概要 (貸借対照表)

資産の部 (百万円)						
資 産	固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	土 地	6,593		
			建 物	3,437		
			構 築 物	56,258		
			機 械 及 び 装 置	11,477		
			車 両 運 搬 具	7		
			工 具 器 具 及 び 備 品	101		
			リ ー ス 資 産	0		
			建 設 仮 勘 定	964		
			無 形 固 定 資 産	43,585	ダ ム 使 用 権	43,585
			43,585	0	施 設 利 用 権	0
	投 資	407	出 資 金	32		
	407	375	長 期 貸 付 金	375		
	流 動 資 産	26,913	現 金 預 金	25,733		
			未 収 金	1,127		
			貯 蔵 品	53		
前 払 金			0			
122,829		78,837				
149,742						

合 計

149,742 百万円

負債及び資本の部 (百万円)						
負 債	62,643	固 定 負 債	27,440	企 業 債	20,889	
			引 当 金	6,551		
	流 動 負 債	4,797	2,330	2,253	未 払 金	2,253
				22	未 払 費 用	22
				181	引 当 金	181
				11	そ の 他 流 動 負 債	11
				30,406	繰 延 収 益	30,406
				30,406	長 期 前 受 金	30,406
	資 本	87,099	資 本 金	73,494	出 資 金	49,601
				23,893	組 入 資 本 金	23,893
剰 余 金		13,605	資 本 剰 余 金	1,115	国 庫 補 助 金	365
				0	受 贈 財 産 評 価 額	0
				750	寄 付 金	750
				0	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
				130	減 債 積 立 金	130
				3,400	経 営 安 定 化 金	3,400
				6,619	県 域 水 道 ファシリティマネジメント 推 進 積 立 金	6,619
				2,341	未 処 分 利 益 剰 余 金	2,341
73,494		12,490				
87,099						

合 計

149,742 百万円
(令和3年3月31日現在)

令和4年度 奈良県水道用水供給事業の予算概要

	R 4	R 3	前年比	R 2 (決算)
給水団体数(※)	24	24	-	24
年間給水量	8,200万m ³	8,100万m ³	+100万m ³	8,407万m ³
1日平均給水量	224,658m ³	221,918m ³	+2,740m ³	230,337m ³
配水収益(※)	107.8億円	107.2億円	+0.6億円	110.4億円
建設改良費(※)	51.2億円	32.5億円	+18.7億円	26.9億円

※11市12町1村 配水収益、建設改良費ともに税込

議第15号

令和4年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算

(総則)

第1条 令和4年度奈良県水道用水供給事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水団体数 11市12町1村
- (2) 年間給水量 82,000,000立方メートル
- (3) 1日平均給水量 224,658立方メートル
- (4) 主要な建設工事

 県域水道ファシリティマネジメント推進工事919,577千円

 県営水道施設強靱化工事 2,378,333千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		11,929,894千円
第1項 営業収益		10,784,944千円
第2項 営業外収益		1,144,950千円
	支	出
第1款 事業費	10,601,201千円	
第1項 営業費用	9,653,710千円	
第2項 営業外費用	942,491千円	
第3項 予備費	5,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,521,376千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額147,812千円、県域水道ファシリティマネジメント推進積立金919,577千円、減債積立金120,000千円、過年度損益勘定留保資金5,139,641千円及び当年度損益勘定留保資金194,346千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		871,389千円
第1項 他会計からの助成金		53,799千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、513,075千円と定める。

令和4年2月25日提出

奈良県知事 荒井正吾

第2項 国庫支出金	27,577千円
第3項 雑入	790,013千円
支 出	
第1款 資本的支出	7,392,765千円
第1項 建設改良費	5,116,630千円
第2項 企業債償還金	2,265,151千円
第3項 国庫補助金等返還金	10,984千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県域水道ファシリティマネジメント推進事業にかかる契約	令和5年度	1,004,946千円
県営水道施設強靱化事業にかかる契約	令和5年度から令和6年度まで	944,236
送水管路移設事業にかかる契約	令和5年度から令和7年度まで	2,980,483
送水管路更新事業にかかる契約	令和5年度	10,604
土木積算システム更新事業にかかる契約	令和5年度から令和6年度まで	17,920

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 735,560千円
- (2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の建設改良のための経費として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、26,299千円である。